

第5章 ツインシティの都市づくりの進め方(ステージプラン)

ツインシティの都市づくりは、骨格となる計画に三者協働で肉付けをしながら、シナリオの各段階で次のように進めていきます。

都市づくりのシナリオ	<p style="text-align: center;">2002年4月 2015年</p> <p style="text-align: center;"> 基本計画 → 整備計画 → 都市計画決定 → まち開き → </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 新駅誘致活動の推進 / 新駅誘致活動の強化・新駅が誘致できたときの用地確保の検討など </div>			
	第1段階 計画づくり	第2段階 仕組み、枠組みづくり	第3段階 事業実施	第4段階 都市の成熟
	都市づくりの考え方を検討し、オーソライズする段階	ツインシティ整備の仕組みや枠組み(事業手法、概算事業費等)を地権者や関係機関との調整のもとに作り上げていく段階	ツインシティの面整備や新橋整備などの個別事業を実施して、まちの姿を作り上げていく段階	民間建物が徐々に建ちあがり、住民や企業も定着し、広域的な交流連携、新しい都市活動が展開される段階
土地利用	都市づくり先導地区、魅力づくり地区、都市づくり連動地区、農業・環境保全地区の位置づけ	用途地域の検討 建ぺい率・容積率検討 宅地、区画道路の検討 立地施設の誘導 都市計画決定	土地利用の制限 宅地、区画道路の決定 移転、造成、道路整備 中心的な建物の建設	魅力づくり地区・都市づくり連動地区での建物建設 民間施設の建設
交通	交通結節拠点、新橋整備の位置づけ 公共交通を利用しやすい仕組みの提案	交通結節拠点、新橋、幹線道路の調査、設計 新しい交通の仕組みの検討	交通結節拠点の整備 新橋の用地買収、整備 移転、造成、道路整備 事業者の調整等	新しい交通システムの運行、運営
水・みどり	相模川河川空間の保全と整備の位置づけ ツインシティの都市景観形成の位置づけ 地域性を高める空間の保全整備の位置づけ	水・みどりのネットワークの調査、検討 相模川河川整備計画の策定	面整備と連携した水・みどりのネットワーク形成 多自然型川づくりの推進	新たな自然環境形成 維持管理
環境 インフラ	環境負荷を低減する基盤整備の位置づけ 地区の特性に応じた環境インフラ導入の位置づけ	環境インフラ整備の調査、設計 具体的な仕組み(制度・組織)の検討	事業者の調整 環境インフラの先導的整備 仕組みの運用 環境技術の導入促進	環境インフラの整備維持管理、運営 仕組みの運用 環境技術の導入促進

この流れでツインシティの都市づくりが進むよう、以下に県民、企業、行政の役割等を都市づくりの各段階毎に示します。

(1) 第一段階（計画づくり）

目標：ツインシティ整備計画の策定

第一段階は、下表に掲げた3つのステップで、平成14年4月に「ツインシティ整備計画」を策定しました。

《行政の役割》

- **ステップ1** では、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会が県民参加を実施しながら、**新駅誘致地区を寒川町倉見地区に一本化**し、同時に、県央・湘南都市圏全体の発展をめざす「**ツインシティ構想**」を公表しました。
- **ステップ2** では、県央・湘南都市圏整備方針と環境と共生する都市づくり誘導指針、そして、ツインシティ基本計画からなる「**環境と共生する都市づくり基本計画**」を策定しました。
- **ステップ3** では、ツインシティの整備に向けて、整備の基本となる考え方、都市づくりのシナリオ、都市づくりの骨格等を示した「**ツインシティ整備計画**」を策定します。

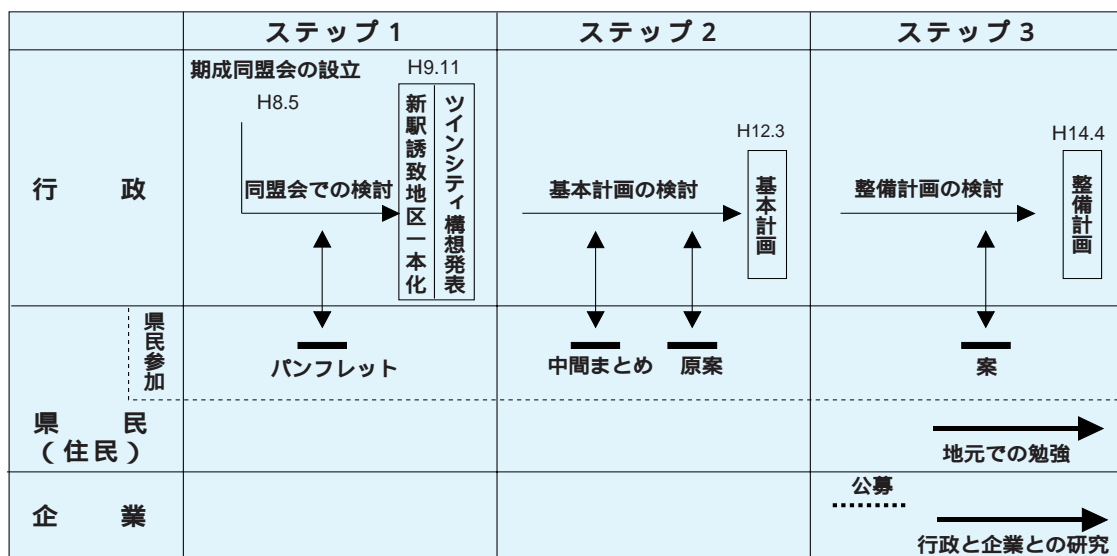
《県民の関わりと役割》

- **ステップ1**、**ステップ2** では、行政が検討を進める内容について**県民参加の場**などを通じて意見や提案をいただきました。
- **ステップ3** では、まちづくりに関して**地元の方々**の主体的な勉強会等を開始しました。

《企業の関わりと役割》

- **ステップ1**、**ステップ2** では、期成同盟会の場を通じて様々な検討に参画していただきました。
- **ステップ3** では、環境共生の都市づくりの実現に向けて行政と企業との協働研究会に参画し、様々な提案をしていただきました。

＜第一段階の取組みフロー＞



第二段階は都市計画決定をめざして、概ね5年間を目標に取り組んでいきます。

《行政の役割》

- **ステップ1**では、神奈川県、平塚市、寒川町の三者協働によって、事業計画作成の基礎資料を得るため、住民の皆さん等の**意向把握や測量・地質調査等**を実施します。
- **ステップ2**では、面整備の区域、事業手法、事業主体、新橋の位置などを決定します。また、測量・地質調査等をもとに**事業の全体計画や都市計画（素案）、環境アセスメントの実施計画書**などを作成します。
- **ステップ3**では、アセス実施計画書をもとに環境影響評価の項目・手法等を選定し、**必要な調査**を実施します。
- **ステップ4**では、新橋や面整備などの個々の**事業の事業計画（案）と都市計画（案）**を作成するとともに、**環境影響予測評価書案**を作成します。
- **ステップ5**では、以上の手続きを終えて**都市計画決定**し、事業認可を得ます。
- なお、以上の各ステップでは、地権者をはじめとする県民の皆さんに情報提供し、広く理解と協力を求め、三者協働による都市づくり推進体制を整えながら作業を進めていきます。

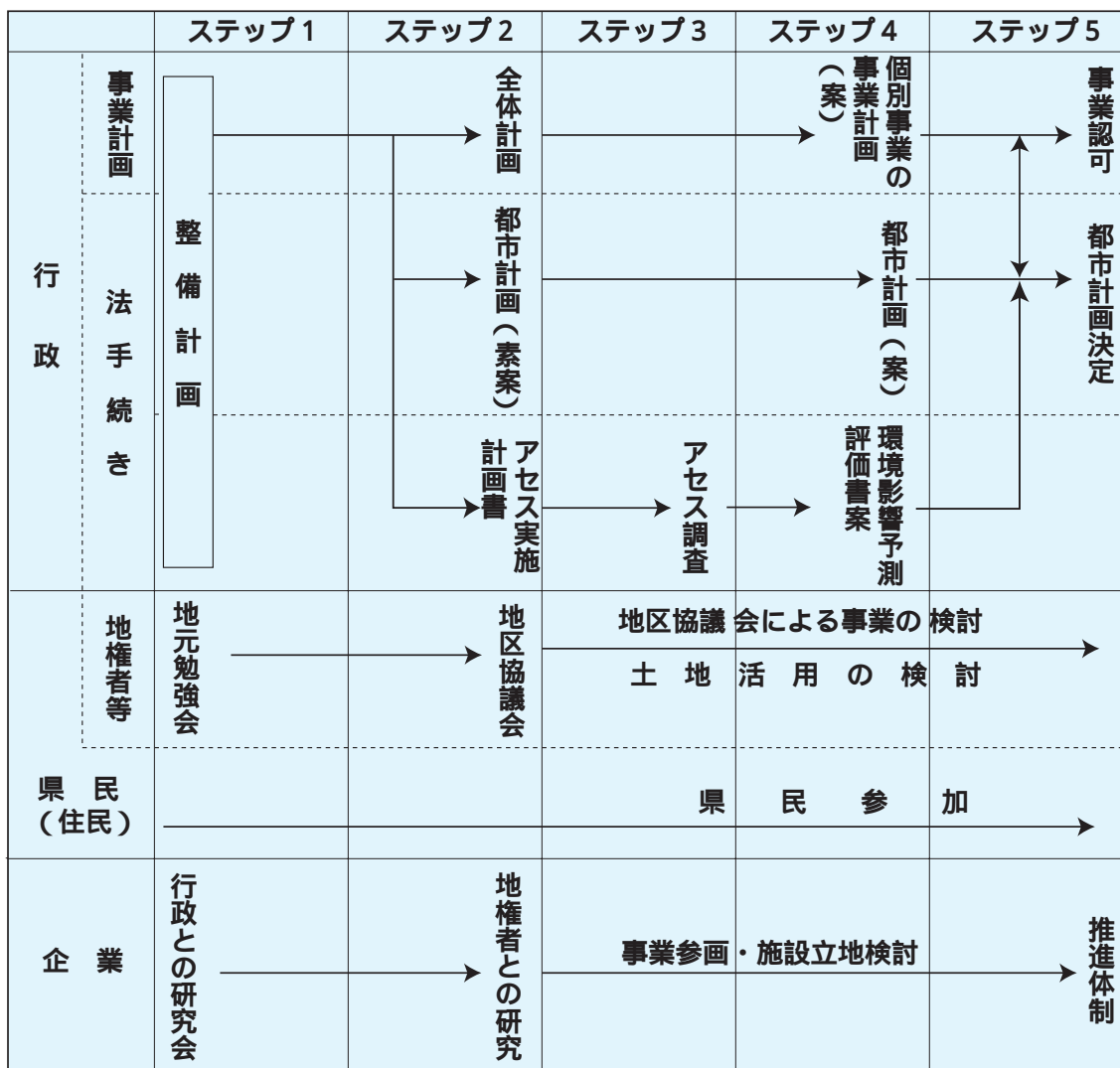
《県民の関わりと役割》

- **ステップ1**では、自治会や各種団体の代表者、さらにはツインシティ整備に関心の高い人たちが中心となって、**地元主体の勉強会**を推進していきます。
- この勉強会では、行政がアドバイザーとして参画し、地元主体で自由に意見交換を行いながら、先進事例の研究やまちづくりの研究を進めたり、多くの住民の意見をきくためにアンケート調査やまちづくりニュースの発行などを行います。
- **ステップ2**では、勉強会での成果をもとに、地権者全員が参画し、意見を述べるができるよう**地区協議会**を組織することを提案します。
- この地区協議会は、自治会単位ではなく、広い道路や線路によって明確に区切られた同じ生活圏域でまとまりを作り、まちづくりについての意見、要望等を集約していきます。
- **ステップ3、ステップ4**では、地区協議会を窓口に行政との意見交換を行いながら、**まちづくりの検討**を深めていきます。
- **ステップ5**では、まちづくりの事業化に向けて、権利者の適正な意見を事業に反映させ、事業が民主的、かつ、公平に運営されるようにします。

《企業の関わりと役割》

- **ステップ1**では、平成13年度から開始した「ツインシティの都市づくりに関する行政と企業との研究会」を引き続き実施します。
- この研究会では、ツインシティにおけるエネルギーや交通システムなどの環境負荷の少ない都市基盤整備の研究、みどりの複合的効果の研究、健康・医療・福祉・生きがいに配慮した都市づくりや情報技術を活用した新しい生活スタイル・就業スタイルの研究、さらには、農業の継続や農地の新しい土地活用などの農家地権者参画型都市づくりの研究、公民のパートナーシップによる面整備の研究などを行い、県民や地元の皆さんに提案していきます。
- **ステップ2**では、研究成果や新たな提案などをもとに、行政と企業だけでなく、**地権者の方々に参画**していただき、具体化に向けて取り組んでいきます。
- **ステップ3、ステップ4**では、土地活用への相談や事業参画などの事業化に向けた様々な取組みを展開していきます。
- **ステップ5**では、三者協働による**都市づくり推進体制**を整え、事業参画や施設立地の検討について取り組みます。

＜第二段階の取組みフロー＞



(3) 第三段階（事業実施）

目標：ツインシティのまち開き

第三段階は、下表に掲げた2つのステップで、2015年を目標に「ツインシティのまち開き」をめざします。

《行政の役割》

- **ステップ1**では、三者協働による都市づくり推進体制の組織化を図り、そこが中心となって**都市づくり全体の推進・マネジメント**を行うことにより、面整備や新橋整備の詳細について合意形成を図り事業化を進めます。
- **ステップ2**では、面整備や新橋整備などを進めながら三者協働による都市づくり推進体制が中心となって都市づくり全体の推進や**中心的な施設の立地誘導**を図ります。

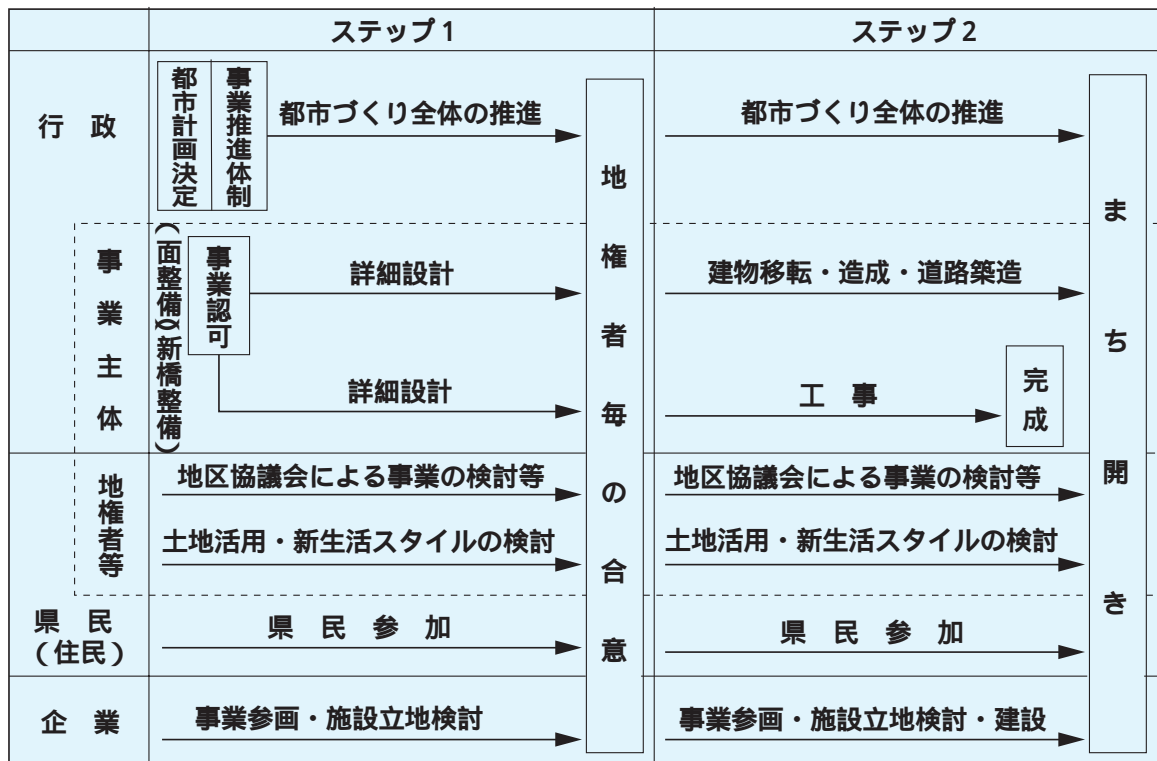
《県民の関わりと役割》

- **ステップ1**では、地権者の方々との**個別調整**を進め、合意形成に向けた権利調整を行います。
- **ステップ2**では、工事実施に向けて**ご理解、ご協力**をお願いします。

《企業の関わりと役割》

- **ステップ1、ステップ2**では、ツインシティ整備に向けて様々な企業からの**事業提案や事業参画、施設立地の検討・建設**をお願いします。

＜第三段階の取組みフロー＞



(4) 第四段階（都市の成熟）

目標：環境共生モデル都市の形成

第四段階は、下表に掲げた2つのステップで、「環境共生モデル都市の形成」をめざします。

《行政の役割》

- ステップ1では、三者協働による都市づくり推進体制が中心となって面整備事業の推進や魅力づくり地区等における施設立地の誘導を図ります。
- ステップ2では、都市の運営・管理を行います。

《県民の関わりと役割》

- ステップ1では、面整備の工事が完了した地区から土地の利活用を開始して、新しい生活スタイルを実践できます。
- ステップ2では、商業、業務施設や住宅の建設がほぼ終わり、計画した規模のツインシティが形成され、人・もの・情報の活発な交流が繰り広げられます。

《企業の関わりと役割》

- ステップ1では、面整備の完成が見えてくる中で、民間施設の建設が進みます。
- ステップ2では、1万人の雇用の場が形成され様々な経済活動が展開されることにより、都市圏全体の発展を導きます。

＜第四段階の取組みフロー＞

		ステップ1		ステップ2	
行政		都市づくり全体の推進	→	都市運営・管理	→
		都市の運営・管理			
事業主体	まち	残工事・登記・清算	→	面整備の完了	
地権者等	開	地区協議会による事業の検討等	→	土地活用	→
		土地活用・新生活スタイル実践			
県民（住民）	き	県民参加	→	県民参加	→
企業		事業参画・施設立地検討・建設	→	立地検討	→
		新産業の創造		新産業の創造	

第6章 ツインシティの整備に向けて（これからの具体的な取組み）

1 ツインシティの都市づくり

(1) 三者の協働による取組み

ツインシティ整備計画を策定した後は、県民・企業・行政の三者が協働して、右ページのような流れで都市計画（素案）などを作成し、ツインシティの整備に向けて取り組んでいきます。

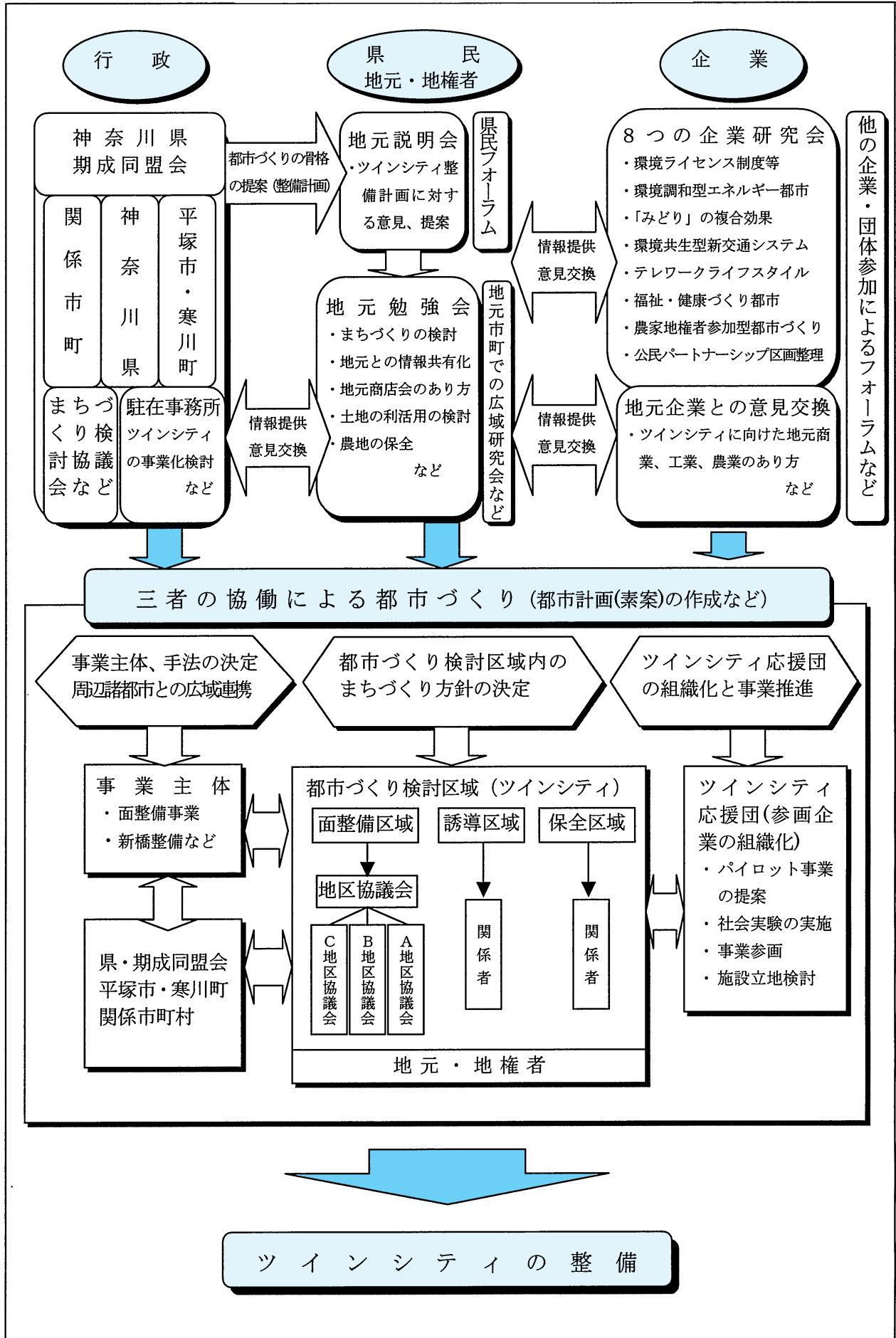
ア 行政の取組み

- 県とツインシティの地元である平塚市、寒川町とが協働してツインシティの都市づくりに取り組んでいくため、さらには、地元の皆さんの声をこれまで以上に都市づくりに活かしていくため、県市町の協働による駐在事務所を設置します。
- 地元、地権者の皆さんとツインシティについて検討を深めていく窓口は、平塚市、寒川町のそれぞれ担当課（平塚市都市整備課・寒川町新幹線新駅対策課）が務め、駐在事務所と連携を図りながら地元の皆さんと一緒に都市づくり検討区域内(38ページ参照)のまちづくりについて検討していきます。
- 駐在事務所では、県・平塚市・寒川町が一体となって、ツインシティの事業化に向けた調査・検討や調整作業を、平塚市、寒川町のまちづくりと連携しながら進めていきます。
- 県と期成同盟会では、新駅誘致に向けた実現方策を検討していくとともに、県央・湘南都市圏の各市町村のまちづくりとツインシティとの広域的な連携と機能補完が図られるよう取り組んでいきます。

イ 地元・地権者等の取組み

- これまで地元の皆さんには、地元説明会を開催し、ツインシティの都市づくり等について、ご意見、ご要望をいただくとともに、ご理解、ご協力をお願いしてきました。
- これからは、一步踏み出していただき、地元主体の勉強会を組織するなど、行政との情報交換・意見交換を行いながら、都市づくり検討区域内(38ページ参照)のまちづくりについて検討を深めていただきたいと考えています。
- この勉強会で検討した内容は、勉強会が発行するまちづくりニュースなどを通じて、地元の皆さんの情報の共有化を図り、将来の倉見地区の商・工業のあり方や、大神地区の土地活用、産業立地、さらには、両地区の面整備や農業の継続などについて、地元のご意見やまちづくり方針を集約していただきたいと思います。

＜ツインシティの整備に向けた取組み＞



ウ 企業の取組み

- これまで企業の皆さんには、3つの取組みによって、ツインシティの都市づくりにご意見・ご提案をいただいたり、参画していただいています。
- 一つは、県内の経済団体や交通事業者、ライフライン事業者の皆さんに、期成同盟会等に参画いただき、ツインシティの計画づくりなどにご協力いただいています。
- 二点目は、地元企業・団体の皆さんと意見交換等を行いながら、新駅誘致やツインシティの都市づくりについて、ご理解、ご協力をお願いしています。
- 三点目は、平成13年度から2ヵ年の予定で、多くの分野の企業・団体の皆さんと行政とで8つの研究会を設置し、ツインシティの都市づくりについて協働研究を進めています。
- 研究内容は、研究の途中段階から県民や地元の皆さんに情報提供し、ご意見をいただきながら実現性の高いものにしていきます。2ヵ年の研究の後は、研究成果の具体化に向けて地元・地権者の皆さんと調整・協議を進めていきます。
- こうした取組みを今後一層進めていく中で、ツインシティの都市づくりを応援してくださる企業・団体の皆さんの組織化等につながることを期待しています。

エ 三者の合意形成

- 以上の取組みを進めていくことにより、都市づくり検討区域内(38ページ参照)の整備方針を三者の協働によってまとめ上げていきます。
- 具体的には、平塚市、寒川町がそれぞれに策定した基本計画(81・82ページ参照)とこの「ツインシティ整備計画」を基に、三者が協働して将来のまちづくりを検討し、それを実現するために、面的な都市基盤整備を行う区域(面整備区域)、誘導や規制によってより良い市街地環境へと誘導していく区域(誘導区域)、自然空間や農地として保全する区域(保全区域)の3つに区分し、その上で、面整備の事業主体、事業手法を決定し、都市計画(素案)等を作成します。
- その後、環境アセスメント手続きや都市計画手続きをなどを経て、事業化へとつなげていきます。

《参考》

- 「面整備区域」とは、現在、市街化区域と市街化調整区域の両方にまたがりませんが、将来、計画的に都市基盤整備を進めていく区域です。

今後、区域内の住民・地権者等の皆さんと話し合いを重ねながら都市づくりの具体的内容や面整備の事業手法・事業主体を決めた後、環境アセスメント手続きを進めるとともに、市街化区域への編入、面整備事業、骨格道路等の都市計画決定に向けた手続きを進めます。

- 「誘導区域」とは、現在、市街化区域であり、新たな都市基盤整備を行うのではなく、誘導や規制によって個別の改善を進めていくことにより、より良い市街地環境へと導いていく区域です。

この区域の内、住宅系の市街化区域では、ツインシティの都市づくりによって乱開発が誘発されることがないように、まちづくり協定や地区計画などを活用して、より良い住環境を保全し、誘導していく必要があります。また、工業系の市街化区域では、産業機能の維持、向上が図れるよう、交通や騒音などの周辺環境の整備に努めていくことが必要です。

- 「保全区域」とは、現在、市街化調整区域であり、優良な農業環境や旧目久尻川沿い緑地などの自然環境を保全していく区域です。

保全にあたっては、市町の農業振興地域整備計画との連携や緑地協定などの活用を検討します。

(2) 面整備事業についての基本的考え方

面整備の事業主体、事業手法及び具体的な区域設定等については、地元関係者の皆さんと話し合いを重ねながら、都市づくりの第二段階において決定しますが、現時点での基本的な考え方は次のとおりです。

ア 面整備の事業主体決定に係る基本的考え方

- ツインシティの都市づくりは、その政策的意義から、面整備の事業主体は公共団体がふさわしいと考えています。
- これまでの県内事例からすると、面整備は、道路、公園、下水道などの都市基盤整備を行う、地域を主眼に置いたまちづくりであることから、地元市町村が事業主体となり取り組むのが一般的です。
- しかしながら、ツインシティは県央・湘南都市圏という広域的な都市づくりの中核となるプロジェクトとして、これまで県が深く関わりながら期成同盟会と共に実現に向けた取組みを行ってきたことから、地元市町と県が協働して取り組んでいくことについても検討していきます。

イ 事業手法決定に係る基本的考え方

- 面整備の事業手法は、一般的に全面買収によるものと換地や権利変換などによるものとに大別できます。
- 全面買収を前提に進めていくと、地区内の地権者は対価として金銭が入りますが立ち退きなどを余儀なくされ、地域で培われてきたコミュニティが存続できない等の課題が生じます。
- そこで、換地方式による土地区画整理事業や権利変換方式による市街地再開発事業（第1種）などが全国で様々なまちづくりの手法として活用されています。本県においても、平成12年度末現在で、土地区画整理事業は487地区18,414haで施行されており、これは、市街化区域面積（一部、用途指定区域を含む）の19%にも及んでいます。
- また、これまで新幹線の新駅誘致を実現した地区においても、土地区画整理事業によって面整備を計画的に進めています。
- こうしたことから、面整備の事業手法については、今後、土地区画整理事業を視野に入れて地元の皆さんと勉強し、話し合いを進めていきたいと考えてます。また、市街地再開発事業などとの合併施行や新幹線新駅を誘致できたときに必要となる用地の確保などについても検討していきます。

ウ 面整備の区域設定に係る基本的考え方

(寒川側)

- 将来、ツインシティの寒川側を広域的な交流連携を実現する都市とするには、JR相模線倉見駅前の街区整備、さらには周辺都市とのアクセス整備やこれらによって集まってくる自動車交通を整流化するために区域内の骨格道路の整備が必要不可欠です。また、新幹線新駅を誘致できたときに必要となる用地の確

保などについても検討していきます。

- 新駅誘致についてはJ R東海との協議が必要となりますが、県と期成同盟会では他地区の事例などを参考に、新幹線新駅の駅舎や線路などの用地として、新幹線とJ R相模線倉見駅前の道路との交差点からキリンビバレッジ東側道路交差点までの範囲を検討しています。
- こうしたことを考慮して、面整備の区域は、町道宮山倉見13号線西側の市街化調整区域と新駅誘致地区の南北交通広場周辺の市街化区域、J R相模線倉見駅前の街区を基本として検討していきます。

(平塚側)

- 将来、ツインシティの平塚側で厚木広域連携拠点（業務核都市）の一翼を担う施設立地を進めていくには、都市づくりを計画的に進めることができるよう、まとまった面積が必要です。
- また、国道129号沿道は、新たなインターチェンジの建設に伴って、これまで以上に開発圧力が高まることが予想されることから、国道の両側を面整備区域に入れて計画的な都市づくりを展開することが必要です。
- こうした都市づくりを進めるにあたって、地域農業への影響を少しでも軽いものとするため、面整備の区域は、新幹線北側の市街化調整区域のうち農業振興地域内の農用地をはずした区域を基本として検討していきます。
- 面整備にあたっては、隣接する既存の住宅地や農地との一体性に配慮して土地利用を検討していきます。

エ 事業費に係る基本的考え方

- ツインシティ整備の主な事業としては、新橋整備、東西両地区の面整備、そして新駅関連整備があります。
- 新橋整備については、橋の構造形式や幅員などが決まっていないので、現時点で事業費は出ませんが、銀河大橋などの事例から約300億円になると見込まれます。
- 東西両地区の面整備については、区域や整備内容などが決まっていないことと、さらに、地域の特性によって事業費が大きく異なることから、現時点では事業費を算出することはできません。事例としては、寒川駅北口地区(9.9ha)122億円、平塚市真田・北金目地区(68.7ha)277億円、綾瀬市深谷中央地区(58.6ha)174億円、長後駅東口地区(6.1ha)117億円などがあります。
- 新駅関連整備の事業費については、将来、新駅を誘致できたときに具体的な整備内容をつめて算出されるものですが、誘致地区を一本化した際には、期成同盟会の概算として約250億円を見込んでいました。
- 以上、記載した金額は、類似の事例などからの大まかな見込みを示したものです。今後、関係機関との調整を進め、都市づくりの第二段階において、面整備の事業主体、事業手法、整備区域、さらには新橋整備を含めた計画事業費、費用対効果などを明らかにするとともに、新駅関連整備に係る各自治体の負担について検討していきます。

(3) ツインシティでの雇用の場の創出

ツインシティの都市づくりでは、地域のポテンシャルを活かした都市づくりを展開し、新たな産業の集積と振興を図るとともに、周辺地域に集積している既存産業の高度化を促進していきます。

さらに、新しい産業の集積を促進するための仕組み・しかけづくりと持続可能な社会を支える新たな雇用の創出、人材育成を図ります。

ア 地域のポテンシャルを活かした都市づくり

- ツインシティは、首都圏中央連絡自動車道、第二東名高速道路などの骨格交通網の整備、さらには、東海道新幹線新駅の誘致により、東京、関西方面や首都圏の中央環状軸方面への交流連携の窓口（ゲート）となります。
- そして、ツインシティの通勤・通学圏ともいえる県央・湘南都市圏には、先進的な産業や学術研究機関などが高度に集積しているとともに、科学研究者や技術者が数多く居住しています。
- そこで、ツインシティでは、こうした立地特性を十分活用して、本県において成長が期待される「環境」「情報通信」「医療・福祉」「生活文化」「新製造技術」「観光」等の産業分野における新産業の創出促進につながる都市づくりを進めていきます。

イ 新しい産業の集積を促進する仕組み・しかけづくり

- ツインシティの都市づくりにあたっては、企業と協働して環境共生モデル都市の整備に向けて研究を進めています。こうした企業との協働した取組みを一層推進していく中でツインシティに集積する産業の方向性を定め、さらには、そうした産業の集積を促進する仕組み・しかけをつくっていくことにより、企業にとって魅力ある環境を整備していきます。

ウ 持続可能な社会づくりに向けた新たな雇用の創出と人材育成

- 新たな産業の創出と集積が進むことによって、新たな雇用が生まれ、地域経済の発展が促進されます。
- 持続可能な社会を支えていくには、さらなる雇用の創出と発展が必要であり、それには、次世代を担う人材の育成が重要です。
- このため、都市圏内に集積する情報通信関連などの産業や学術研究機関、大学などとの連携を深めるネットワークを構築していくことにより、技術情報の共有化や人材育成を図っていきます。

《特徴あるまちづくりの実例》

○ 港北ニュータウン（横浜市・公団施行区域）

港北ニュータウンは、鉄道・道路などの都市基盤の充実に加え、緑地・せせらぎや歩行者専用道路の計画的な配置、働く女性を支える保育施設の充実など、企業に働く人々が快適に働き、暮らせるようなまちづくりを総合的に進めています。

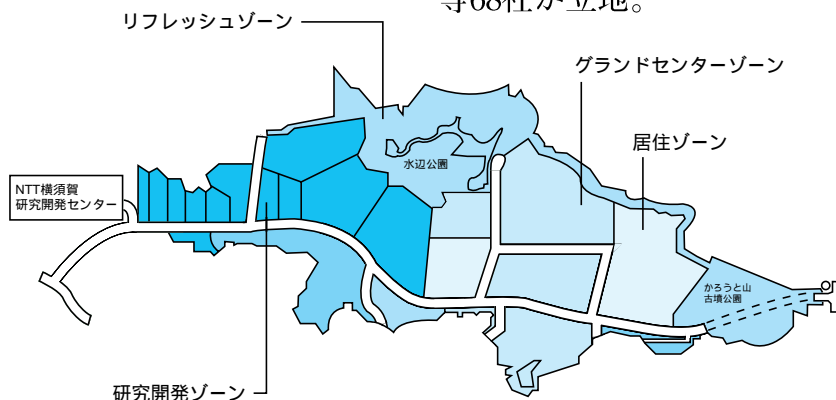
- ・ 計画人口 22万人
(平成14年2月現在、約115,800人)
- ・ 開発面積 1,317ha
- ・ 経緯
昭和40年2月 「港北ニュータウン計画」発表
昭和44年5月 都市計画決定
昭和49年8月 事業許可、基盤整備事業に着手
昭和58年8月 入居開始



○ 横須賀リサーチパーク〔YRP〕（横須賀市）

YRP計画は、21世紀の高度情報社会に貢献するため、情報通信技術に関する研究機関を集積し、研究開発や研究者の交流、人材育成などの事業を推進することにより、情報通信技術の世界的な研究開発拠点となる整備をしています。

- ・ 計画人口 居住人口：1,600人、従業人口：9,600人
(平成13年4月末現在、就業者総数は、約3,000人)
- ・ 開発面積 58.8ha
- ・ 経緯
昭和63年8月 「横須賀リサーチパーク構想」策定
平成6年3月 基盤整備事業に着手
平成9年10月 企業立地が始まる
平成13年12月まで 国立の研究機関や国内外の民間研究機関等68社が立地。



2 県央・湘南都市圏の都市づくり

- 県央・湘南都市圏では、右ページに示したような様々なプロジェクトが各市町村の特色ある地域づくりに向けて進められています。
- これらのプロジェクトとツインシティの都市づくりが連携と機能補完を図りながら県央・湘南都市圏の整備を進めていくことによって、基本計画（平成12年3月策定）に定めた県央・湘南都市圏の目標とする2つの将来像である、「持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏」と「交流と連携を実現するネットワーク型の都市圏」が実現するものと考えています。
- 特に、ツインシティは、平成11年3月に国が策定した「第5次首都圏基本計画」において、厚木広域連携拠点の業務施設集積地区としての整備が位置づけられていることから、ツインシティと厚木市の業務集積地区等や周辺地域のまちづくり、さらには相模原・町田広域連携拠点との連携と機能補完を図るよう、期成同盟会やまちづくり検討協議会などの場を通じて取り組んでいきます。
- そこで、今後、ツインシティの整備に向けて県民・企業・行政の三者が協働して都市づくりの詳細を検討していくにあたっては、こうした県央・湘南都市圏の都市づくりとの連携と機能補完を図りながら進めていきます。

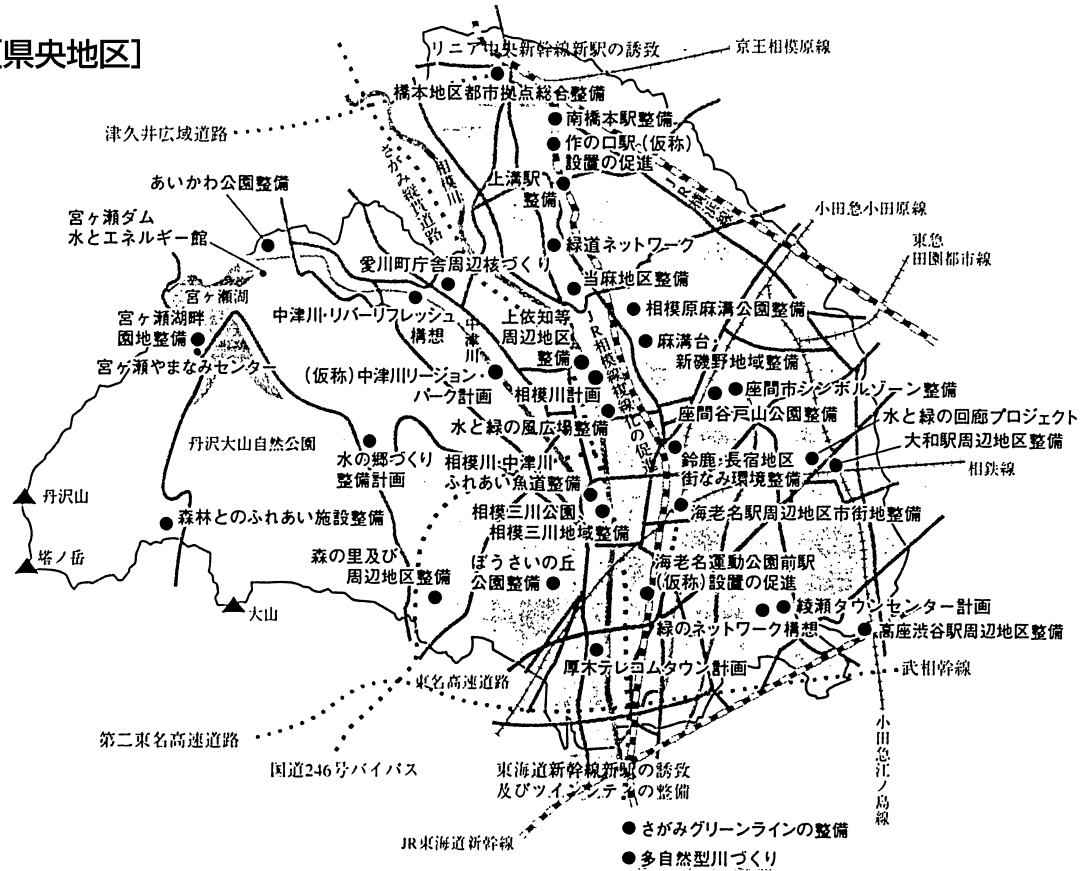
「第5次首都圏基本計画」（平成11年3月）等について

- ・ 第5次首都圏基本計画では、広域連携拠点の形成にあたって、「首都圏の諸機能の受け皿及び新たな活動が生まれる場として、都市の持っている既存の集積を活用しその魅力を高めるとともに、東京中心部からの諸機能の誘導や新たな機能立地を戦略的に推進し、国際、全国的な中枢機能の集積及び広範な地域を対象とする質の高い教育、文化、医療等の高次都市機能等の充実を推進する。」という地域構造の基本的方向が示されています。
- ・ その具体的な整備方針としては、**厚木広域連携拠点で、東名厚木インターチェンジ周辺地区、本厚木駅周辺地区、平塚市及び寒川町にまたがるツインシティ地区等を業務施設集積地区として整備すること**としています。
- ・ また、**相模原・町田広域連携拠点では、町田駅周辺地区、橋本駅周辺地区等を核に、既存の交通利便性、商業集積、研究開発集積の高さをいかした整備を進めること**としています。
- ・ さらに、拠点的な都市相互の連携を強化しつつ、東京中心部からの環状の方向に拠点的な都市が連坦する環状拠点都市群の形成を図るため、**広域連携拠点との適切な機能分担の下、各地域における生活や諸活動の中心となる地域の拠点として、藤沢市、平塚市等を中心とする地域の整備を推進すること**とし、そのため、地域の特色に応じた産業振興のための拠点となる市街地の整備、中心市街地の活性化を推進することとしています。
- ・ この首都圏基本計画を受けて今後5年間の首都圏整備の方向とその実現に必要な主な事業等を定めた「**首都圏整備計画**」（平成13年10月）においても、**ツインシティ地区等の整備を推進すること**としています。

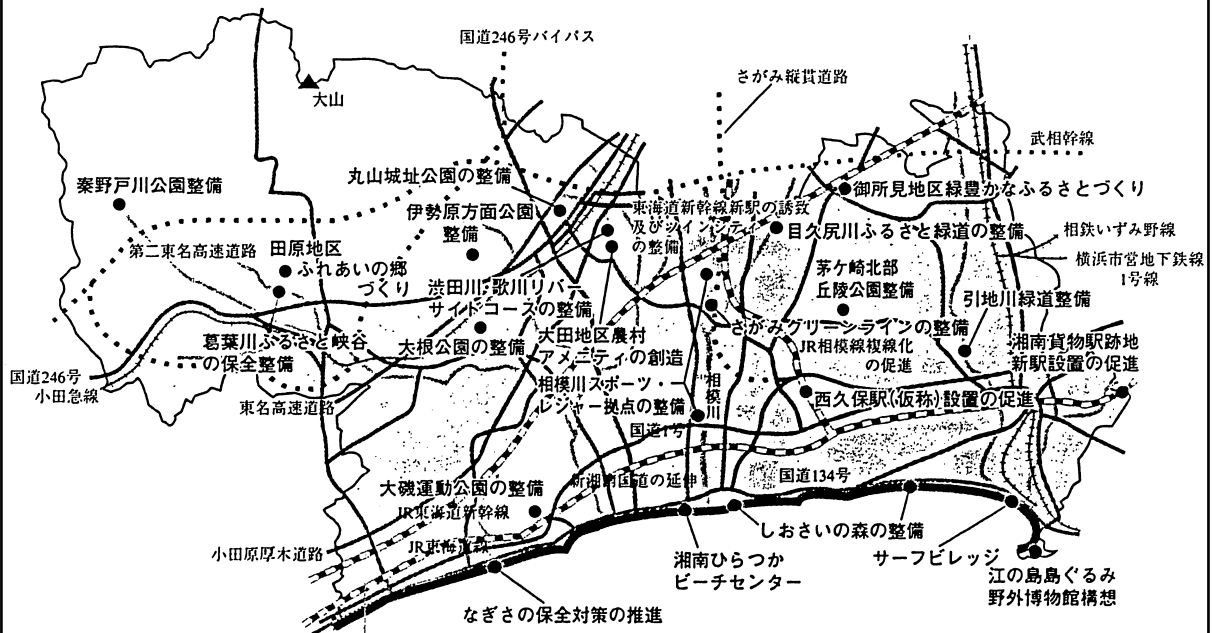
地域プロジェクトの状況

「かながわ新総合計画21改訂計画書」2000年3月より

[県央地区]



[湘南地区]



- 【凡例】
- 地域プロジェクト構成・関連事業
 - 地域プロジェクト施設整備完了事業等
 - 鉄道
 - 道路
 - 地域プロジェクトに関する計画路線

資料1 ツインシティ(大神地区)基本計画(平成13年3月、平塚市)

《まちなみ形成計画案》

A地区 大神地区のゲート、大神地区の中心・シンボル、都市と自然を結びつける空間

- ① 水とみどりあふれる公園・緑地をつくります。(エコパーク)
- ② ゆとりある歩行者空間をつくります。(トランジットモール)
- ③ 人が疲れずに歩ける範囲に施設を配置します。

B地区 大神地区のゲート、地域住民と周辺地域からの来訪空間、相模川へ導く空間

- ① 大神地区のゲートとなる交通結節点をつくります。(トランジットセンター)
- ② 人が疲れずに歩ける範囲に施設を配置します。
- ③ 施設間の移動はだれもがスムーズに行えるようにします。(バリアフリーネットワーク)

C地区 周辺農地と連続する田園的な空間、農地と都市を結びつける空間、様々な人材を育てる空間

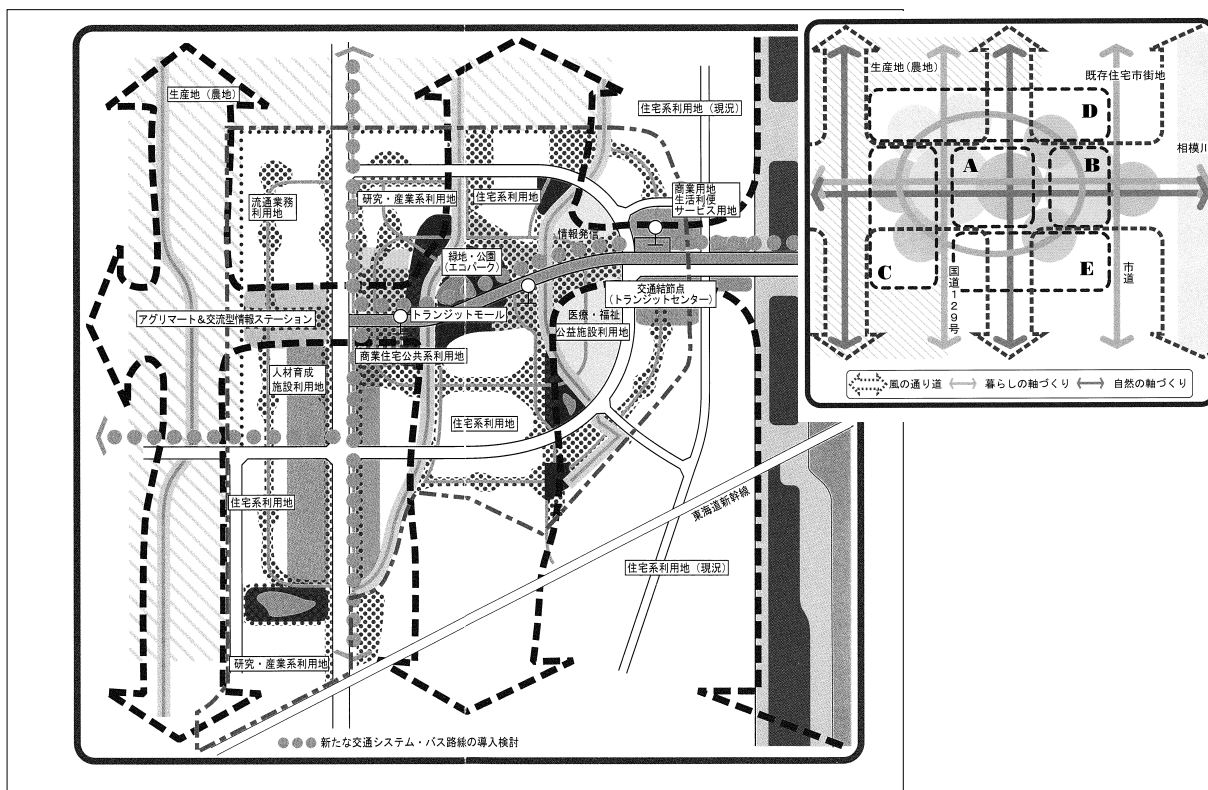
- ① 生産地(農地)と消費地(都市)を結びつける交流空間をつくります。
(アグリマート&交流型ステーション)
- ② 地区内を回遊できる歩きやすい街路構成にします。
- ③ 山並みを意識した施設の高さにします。

D地区 地域の産業を支える空間、様々なライフスタイルに対応できる住まい空間

- ① 地域の産業を支える空間へみどり空間をバランスよく配置します。
- ② 周辺の住宅地と調和した環境共生住宅(中層)をつくります。

E地区 新たなまちと今までのまちを結びつける空間

- ① 地区内街路に通過する自動車が入りにくい工夫をします。
- ② せせらぎに面した環境共生住宅(低層)をつくります。



資料2 ツインシティ倉見地区まちづくり基本計画（平成14年3月、寒川町）

《土地利用の基本方針》

A地区（駅周辺市街地）

- ・ 商業・業務機能や文化・情報機能を集積するとともに、近隣住民への商業・サービス機能も併せもつ中心地としての土地利用を展開します。
- ・ 賑わいの中にも憩いや落ち着きを感じられる緑豊かな空間の創出を目指します。
- ・ 具体的な規模やエリア取り、面的整備などの計画的な都市基盤整備の方策等について検討していきます。

B地区（新市街地検討区域）

- ・ 良好な居住環境の創出や賑わい空間の創出を目指した新たな市街地としての土地利用の展開と、緑地や農地などの現在の環境を保全していく土地利用の調和を図ります。
- ・ 住民意向を聞いた上で新市街地として整備する実現可能な区域を設定し、農業との調整を図りながら、面的整備などの計画的な都市基盤整備の方策等について検討していきます。
- ・ A地区（駅周辺市街地）に隣接する区域やメイン通り沿道などでは、住宅と商業・業務施設が融合した、快適で賑わいのある土地利用を目指します。
- ・ 周辺環境との調和を意識した低層住宅地の創出を目指します。
- ・ 人々が集い、休息できるとともに、災害時の避難や活動の拠点となる公園を配置していきます。

C地区（沿道市街地）

- ・ 幹線道路沿道の立地条件を活かした土地利用形成を目指し、商業施設などの展開を促進します。
- ・ 後背地の住宅居住環境との調和を目指します。

D地区（住宅系市街地）

- ・ 良好な住環境に配慮した住宅系を主とする土地利用を目指して、防災環境の充実、居住環境の向上を図るために必要な方策を検討していきます。

E地区（工業系市街地）

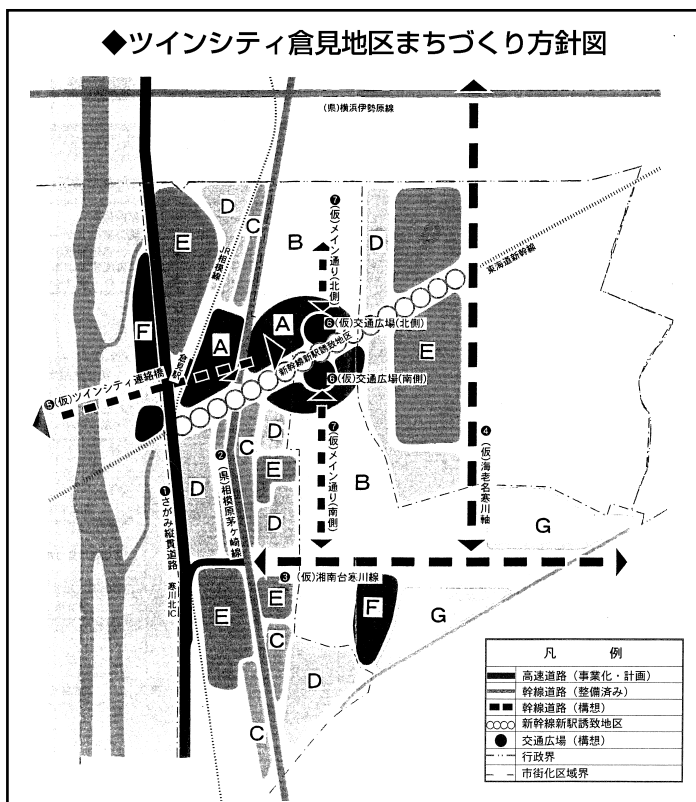
- ・ 周辺住宅地との調和を図りつつ、活力ある産業活動が展開される土地利用を目指します。
- ・ 長期的には、土地利用のあり方についても検討していきます。

F地区（緑地等保全検討地区）

- ・ 貴重な自然資源として保全し、地域住民の憩いの場としての活用を目指します。
- ・ 防災機能も有するように、地域住民とともにそのあり方と整備について検討していきます。
- ・ 相模川は住民に身近な自然空間となるよう、（仮）ツインシティ連絡橋などからのアプローチや、河川敷の自然空間、水に親しめるような木道などの整備を検討していきます。

G地区（農地保全検討区域）

- ・ 現在の良好な環境を保全します。
- ・ 近郊への農産物の供給基地、市街地内の貴重な緑資源として、現在の農業環境の維持を図ります。
- ・ 観光や農業と連携した新しい農業の方策について検討していきます。



資料3 用語の解説

はじめに

*環境共生

人間と環境とがお互いに利益を与え合い、あるいは享受し合っていく関係のこと。環境への負荷をできる限り小さくしたり、身近な環境の恩恵を最大限に取り入れた都市づくりによって実現していく。環境共生の内容は、「環境と共生する都市づくり誘導指針」において整理している。

*都市づくり

本整備計画では、広域にわたって影響を及ぼし、県民・企業・行政の三者が協働して進める必要がある都市基盤整備・まちづくりのこと。

*アクセス整備

本整備計画では、周辺都市からツインシティへ到達するための公共交通や道路を整備すること。

序 ツインシティ整備の意義

*分散型ネットワーク構造

第5次首都圏基本計画（平成11年3月）で示された目指すべき地域構造のこと。これまでの東京中心部への一極依存構造から、首都圏の各地域が、拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携・交流を行う地域構造。

*広域連携拠点

全国や首都圏全域にわたる広域的な機能を担い、連携・交流の要としてその育成・整備を図る拠点的な都市で、特に、諸機能の集積が高く、広域的中心性を有する業務核都市等のこと。本県では、横浜・川崎広域連携拠点、厚木広域連携拠点、相模原・町田広域連携拠点の三地区。

*業務核都市

東京都区部に集中している都市機能を東京圏で受けとめる地域の中核となる都市のこと。第4次首都圏基本計画や多極分散型国土形成促進法で位置づけられた。本県では、横浜市、川崎市、厚木市の三市。

*業務施設集積地区

業務核都市のうち事務所、営業所等の業務施設を特に集積させることが適当と認められる地区のこと。（多極分散型国土形成促進法第22条3項）

*ゼロエミッション

産業活動により発生する環境汚染物質、廃棄物、排熱等、すべての廃棄物をゼロにしようとする考え方。国連大学が提唱したもので、企業自らによる排出物の抑制に加えて、他企業による再利用をうまく組み合わせるようとしている点が特徴。

第1章 整備にあたって基本となる考え方

*三者の協働による都市づくり

県民・企業・行政の三者が「役割分担」と「連携」のもとに都市づくりを推進すること。

*テレワーク

情報通信を活用した遠隔勤務のこと。情報通信で仕事の成果、連絡等をやりとりすることにより、場所にとらわれず仕事を行えるような勤務形態。

第2章 都市づくりのシナリオ

*まち開き

本整備計画では、新橋の完成や面整備の概ね完成、先導的施設の完成等によって、ツインシティが新しい都市としてスタートすること。

*面整備

面的に都市基盤整備を行うこと。道路や河川などをそれぞれ単独に整備していくことを線(点)的な整備というのに対して、市街地を総合的・面的に整備する。

*先導的施設

本整備計画では、ツインシティの施設立地を先導するような中核的な施設のこと。

第3章 交通アクセスの骨格

*シームレス化

交通機関の乗り継ぎに際して障害を無くし、円滑なものにすること。異なる鉄道事業車間を自由に行き来できる直通運転化が代表例。

*かながわ交通計画

21世紀初頭(2015年)を展望して、県内及び県外におよぶ鉄道網、主要な幹線道路網など交通網のあるべき姿を検討し、神奈川における望ましい都市交通を実現するための交通施策の基本的な方向を定めた計画のこと。

第4章 都市づくりの骨格

*環境と共生する都市づくり誘導指針

県央・湘南都市圏が環境と共生する都市圏となるよう、県民・事業者・行政が共有すべき環境共生の目標、取組み方向、調整・協議のしくみ等を示した指針のこと。平成12年3月策定。

*県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱

「環境と共生する都市づくり誘導指針」で示した「調整・協議のしくみ」を制度化した要綱のこと。平成14年1月制定。

*シャトルターミナル

本整備計画では、東西両地区を結ぶシャトル

ル(起点と終点の連絡を主体とした定期往復バス等)の結節点のこと。

*トランジットタワー

本整備計画では、寒川側の交通結節拠点のこと。狭い空間を活用した塔状施設(タワー)をイメージ。

*トランジットセンター

本整備計画では、平塚側の交通結節拠点のこと。

*パークアンドライド

目的地まで車で行く代わりに、自宅近くの駅等の駐車場に車を止め(パーク)、鉄道、バス等の公共交通機関への乗り換え(ライド)を促すことにより、環境負荷を低減する交通システムのこと。

*ループ道路

本整備計画では、寒川側地区、平塚側地区それぞれの環状道路のこと。駐車場配置やその他の道路計画を工夫することによって、ループ道路内側への不要な自動車の抑制を図る。

*トランジットモール

バスや路面電車等の公共交通機関に限って進入できる歩行者専用道路のこと。緊急自動車や清掃等の維持管理業務車両、時間を限っての沿道商店の搬出入を除き、一般の自動車は進入できない。

*フリッジパーキング

中心地区などの外縁部に設ける駐車場のこと。こうした駐車場と道路計画等により、中心地区への不要な自動車交通を抑制できる。

*コミュニティ道路

車道をジグザクにしたりハンプ(凸部)を設

けるなどして、自動車の速度低下や交通量抑制を図るとともに、歩道拡幅、植物・ストリートファニチャー等を積極的に配置して歩行者と自動車の共存を図る道路のこと。

*環境キップ

自動車利用の自粛、公共交通利用促進を目的として、特定の期間、月日、曜日等、又は特定区間の利用に対し、高い割引率を設定した乗車券のこと。

*河川環境管理基本計画

河川の治水及び利水機能を確保しつつ河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項（水環境管理・河川空間環境管理）を定めた計画のこと。相模川水系河川環境管理基本計画は、昭和63年3月策定。

*河川整備計画

国が策定する河川整備基本方針（河川の流量や環境、維持管理等の基本的な方針）に沿って、具体的な河川工事及び河川の維持について20～30年間を目標に定める計画のこと。地域住民や河川等の専門家及び地方公共団体の長の意見を聴きながら策定する。

*さがみグリーンライン

地域のみどりの保全・創造とネットワークの形成を図るため、相模川の河口から小倉橋(城山町)までの両岸をみどりの縦軸として整備する構想のこと。「いきいき未来相模川プラン」(昭和61年策定)で位置づけ。現在、県道409号さがみ自転車道と緑地などを併設し事業展開を図っている。

*河川防災ステーション

洪水や地震などの災害時には、避難地や復旧資材の備蓄場所となり、平常時には地域のレクリエーションの場として利用可能な

施設のこと。

*クリーンエネルギー

環境への負荷が極めて少ないエネルギーのこと。太陽光発電、風力発電、燃料電池等、様々ある。

*太陽光発電

太陽電池（ソーラーバッテリー）などを使って、太陽の光エネルギーから電気を作り出すシステムのこと。

*燃料電池

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させ、水とともに電気を取り出すシステムのこと。

*マイクロガスタービン

小型のガスタービンにより分散型電源として、店舗や集合住宅など小規模な電力需要に対応するシステムのこと。

*コージェネレーション

一つの燃料から電気と熱という二つの異なったエネルギーを同時に発生させ、それを利用するシステムのこと。火力発電システムでのエネルギー利用効果率は40%程度で残りは排熱として失われるが、コージェネレーションシステムでは70～80%まで高められる。

*パッシブソーラー

自然エネルギーを機械設備によらず様々な建築的な工夫によって、室内の温熱環境に活用するシステムのこと。

*エコ・パークアンドライド

パークアンドライド(84ページ参照)の一つの施策で、朝夕の通勤時に鉄道駅まで自動車を利用する市民と、日中の業務に自動車を使う企業とが、低公害車を共同利用する

交通システムのこと。海老名駅等で社会実験が実施された。

*** SOHO (small office home office)**
小規模オフィスや自宅オフィスでの勤務形態のこと。個人企業家や自営業者が小規模オフィス等でビジネスに取り組むことを称するが多い。

*** アグリマート**
農産物直売所、農産物レストラン等のこと。農業をテーマに生産地と消費地を結びつける交流施設。

*** グリーン電力料金**
自然エネルギーの利用促進制度のこと。自然エネルギーを希望する消費者が電気代に割り増し料金を払い、その分を自然エネルギーの促進に向けるという制度。

第5章 都市づくりの進め方

*** パイロット事業**
ツインシティが環境共生モデル都市となるよう導いていくための事業のこと。新しい技術や取組みを試験的に行い、その評価を本格的な事業へ反映する。

*** 都市計画**
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。(都市計画法第4条)

*** 環境アセスメント**
大規模な開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を地域の住民の皆さんにお知らせし、事業者、住民、行政が意見を出しあって大事な環境を守っていくための制度のこと。環境影響評価法や県条例に基づいて実施する。

第6章 整備に向けて (具体的な取り組み)

*** 市街化区域**
すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。(都市計画法第7条)

*** 市街化調整区域**
市街化を抑制すべき区域のこと。(都市計画法第7条)

*** 農業振興地域整備計画**
市町村が農業の振興を図るべき地域(農業振興地域)として指定された区域について、10年間を見通して農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域)などを定めた計画のこと。

*** 換地**
土地区画整理事業において、従前の宅地に代わるものとして、宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を考慮して新たに交付された宅地のこと。

*** 権利変換**
第一種市街地再開発事業や土地区画整理事業において、施行地区内の権利者が従前所有していた土地、建物の権利を新たに整備される土地、建物に置き換えること。

参考 1 ツインシティ整備計画の策定に際して実施した県民参加の概要

ツインシティ整備計画の策定にあたっては、県民、企業、行政の三者が協働したものとするため、計画案の作成にあたって企業・団体の皆さんにご参画いただくとともに、次のような県民参加を実施して、多くのご意見・ご提案をいただきました。

1 県民参加の実施概要

(1) 実施期間：平成13年12月20日から14年1月25日まで

(2) 実施方法とご意見・ご提案の件数

実施方法	内 容	件 数
① 県民参加用冊子	「整備計画」(案)の冊子を配布し、冊子刷り込みはがき等により意見等を募集しました。	27
② インターネット・ホームページ	県のホームページに「整備計画」(案)を登載し、Eメールにより意見等を募集しました。	9
③ 県民フォーラムの開催	「整備計画」(案)やツインシティの都市づくりについて意見等をいただくための県民フォーラムを開催しました。 平成14年1月11日 寒川総合体育館 [参加 218名] 平成14年1月18日 ひらつかスカイプラザ [参加 118名]	98
④ 企業研究会	ツインシティの都市づくりについて行政と協働している企業団体の皆さんから、「整備計画」(案)に対する意見等をいただきました。	24
⑤ 地元アンケート	都市づくり検討区域内の住民、事業者等の皆さんを対象(3,185名)に、「整備計画(案)のあらまし」をもとに、アンケート調査を実施しました。 (回答数 407通： 回答率約 12.8%)	210 (自由意見)
ご意見・ご提案の総数		368

(3) 広報媒体：TVKテレビ(神奈川県からのお知らせ：1月8日)、神奈川新聞(県民の窓：12月26日)、県のたより(1月号)、県央・湘南都市圏の市町村広報紙 など

2 ご意見・ご提案の概要

県民参加により、前記のように368件のご意見・ご提案をいただきました。

これに、「環境と共生する都市づくり—基本計画—」（平成12年3月）を策定する際に、今後の検討課題とさせていただいた20件を加えた合計388件の内容と対応状況は、次のとおりです。

(1) ご意見・ご提案の内容

項 目	件数 (%)
1 ツインシティ整備にあたっての基本となる考え方	32 (8.2)
2 ツインシティの都市づくりのシナリオ	31 (8.0)
3 ツインシティへの交通アクセスの骨格	22 (5.7)
4 ツインシティの都市づくりの骨格	106 (27.3)
(1) 都市づくりの基本方向	66 (17.0)
(2) 部門別の都市づくりの骨格事項	40 (10.3)
5 ツインシティの都市づくりの進め方	106 (27.3)
6 新幹線新駅の誘致	32 (8.2)
7 その他	59 (15.3)
計	388 (100)

対 応 状 況	件 数
整備計画へ反映したもの	73 (18.8)
今後の都市づくりにおいて参考にするとしたもの	201 (51.8)
整備計画案の段階で盛り込まれているもの	32 (8.2)
今後の検討課題としたもの	11 (2.9)
整備計画へ反映できないとしたもの	39 (10.1)
その他（整備計画以外の内容、質問等）	32 (8.2)
計	388 (100)

3 ご意見・ご提案の概要

いただいたご意見・ご提案とその対応状況は、「県民参加意見整理台帳」に記載して公表させていただきました。

この台帳は、県政情報センター、各地区行政センター等の情報コーナー、県央・湘南都市圏内の土木事務所まちづくり所管課及び県央・湘南都市圏の各市町村で閲覧できます。

また、インターネットでもご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kendosomu/kankyokyousei/>

参考2 ツインシティ整備計画の検討経過

- 平成10年 6月5日 ○ 期成同盟会平成10年度総会において、期成同盟会の付属組織として「まちづくり検討協議会」を設置
- 6月17日 ○ 第1回まちづくり検討協議会を開催し、協議会に「まちづくり部会」及び「アクセス部会」を設置
- 10月1日 ○ 環境と共生する都市づくりの検討状況の中間とりまとめ
- 10月下旬 ○ 「**中間とりまとめ**」の冊子を作成し、集中的な県民参加を実施（11月13日まで）
- 平成11年 6月30日 ○ 環境と共生する都市づくり「**計画原案**」を作成
- 平成12年 1月14日 ○ 第7回まちづくり部会及び第7回アクセス部会を開催
- 2月8日 ◇ 都市政策推進会議を開催
- 3月29日 ○ 期成同盟会臨時総会を開催し、**環境と共生する都市づくり「基本計画」**を合意
- 平成12年 6月5日 ○ 期成同盟会総会を開催し、今後の取組み方針を了承
- 6月8日 ○ 第8回まちづくり検討協議会を開催
- 第8回まちづくり部会及び第8回アクセス部会を開催
- 9月13日 ○ 第9回まちづくり部会を開催
- 10月18日 ◇ 都市政策推進会議を開催
- 11月22日 ○ 環境と共生する都市づくりをテーマに「**県民フォーラム**」を開催
- 11月29日 ○ 第10回まちづくり部会及び第9回アクセス部会を開催
- 平成13年 2月14日 ○ 第11回まちづくり部会を開催
- 3月21日 ○ 第12回まちづくり部会及び第10回アクセス部会を開催
- 3月27日 ○ 第6回まちづくり検討協議会を開催
- 5月7日 ○ 期成同盟会総会を開催し、「**ツインシティ整備計画（骨子）**」を合意
- 9月26日 ○ 第13回まちづくり部会及び第11回アクセス部会を開催
- 11月5日 ◇ 「**行政と企業との協働研究に係るフォーラム**」を開催
- 11月7日 ○ 第14回まちづくり部会及び第12回アクセス部会を開催
- 11月21日 ○ 第7回まちづくり検討協議会を開催
- 11月27日 ◇ 都市政策推進会議を開催
- 12月下旬 ○ 「**ツインシティ整備計画（案）**」の冊子を作成し、集中的な県民参加を実施（平成13年12月20日から平成14年1月25日まで）
- 平成14年 1月11日 ○ 「**県民フォーラム**」を開催（寒川総合体育館）
- 1月18日 ○ 「**県民フォーラム**」を開催（ひらつかスカイプラザ）
- 2月13日 ○ 第15回まちづくり部会及び第13回アクセス部会を開催
- 2月15日 ○ 第8回まちづくり検討協議会を開催
- 3月26日 ◇ 都市政策推進会議を開催
- 4月22日 ○ 期成同盟会総会を開催し、「**ツインシティ整備計画**」を合意

（※注 ○印は期成同盟会、◇印は神奈川県を表す。）

参考3 神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会

「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」は、県中央部への東海道新幹線新駅の誘致を目的に、県及び関係11市町、県内経済団体等を構成員として、平成8年5月に発足しました。

平成9年11月には、新駅誘致地区を寒川町倉見地区に決定し、JR東海をはじめ関係機関への要望活動などを行っています。

（東海道新幹線新駅の誘致活動については、期成同盟会のホームページでご覧いただけます。<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kendosomu/shin-eki/>）

「まちづくり検討協議会」は、期成同盟会の付属組織で、県央・湘南都市圏における環境と共生する都市づくりや交通アクセスなどの具体的な検討のため、協議会の下に「まちづくり部会」及び「アクセス部会」を設けています。

この「ツインシティ整備計画」は、まちづくり検討協議会及びまちづくり部会・アクセス部会で検討したものです。

構成団体（所管課）	期成同盟会	まちづくり 検討協議会	まちづくり部会	アクセス部会
神奈川県（県土整備部県土整備総務室） 平塚市（都市整備部都市整備課） 藤沢市（企画部企画課） 茅ヶ崎市（都市部都市政策課） 相模原市（都市部都市交通計画課） 厚木市（市政企画部業務核都市・第三セクター担当） 大和市（都市部都市総務課） 伊勢原市（市長公室企画調整課） 海老名市（まちづくり部都市計画課） 座間市（企画部企画政策課） 綾瀬市（企画部企画課） 寒川町（都市部新幹線新駅対策課） 神奈川県市長会 神奈川県町村会 神奈川県商工会議所連合会 神奈川県商工会連合会 神奈川県 県央地区行政センター 神奈川県 湘南地区行政センター 神奈川県 平塚土木事務所 神奈川県 藤沢土木事務所 神奈川県 相模原土木事務所 神奈川県 厚木土木事務所 神奈川県 広域幹線道路事務所 神奈川県 相模川総合整備事務所 神奈川県警察本部 秦野市（企画部企画課） 大磯町（企画財政室） 二宮町（総務部企画室） 愛川町（総務部企画課） 清川村（建設経済部地域整備課） 神奈川県住宅供給公社 東京電力株式会社 東日本電信電話株式会社 東京ガス株式会社 都市基盤整備公団 小田急電鉄株式会社 相模鉄道株式会社 神奈川中央交通株式会社				

—メ 七—